

第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見を募集します

(1) 資料の閲覧および意見募集の期間

令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

(2) 資料が閲覧できる場所

- 地域福祉課（千葉県船橋合同庁舎4階）、行政資料室（船橋市役所11階）
- 各出張所、各公民館、各図書館 ○船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）
- 船橋市ホームページ
- 船橋市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会

(3) 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学をされている方
- ・この案に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

(4) 意見の提出方法

次の5点をご記入の上、郵送、ファックス、電子メール、直接持参にて、下記の提出先までご提出ください。

① 住所（市外の方は、次のうちあてはまる方（「市内に通勤・通学」または「案に関し利害関係を有する」）をご記入ください。）

② 氏名（法人その他の団体にあつては、名称および代表者氏名）

③ 電話番号

④ 素案の名称 ⑤ 素案に対するご意見

※1 様式は問いませんが、「意見提出様式」をご利用いただくこともできます。「意見提出様式」は、(2) 資料が閲覧できる場所にあります。

※2 ご記入いただいた住所・氏名・電話番号等の個人情報は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名・電話番号等）は公表いたしません。

※3 匿名や電話での受付はしておりませんので、ご了承ください。

(5) 留意事項

- ・提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方とともに後日ホームページ上で公表いたします。
- ・この手続きは、案件に対する具体的なご意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・個々のご意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

(6) 提出先・問い合わせ先

- ・【郵送の場合】〒273-8501 船橋市 地域福祉課（※住所の記入は不要です）
- ・【FAXの場合】047-436-3315
- ・【電子メールの場合】chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp
- ・【直接お持ちになる場合】船橋市 地域福祉課（千葉県船橋合同庁舎4階）